

第二次練馬区放課後子どもプラン (改定版)

[平成 22 (2010) 年度 ~ 平成 26 (2014) 年度]

平成 22 年 3 月
(平成 25 年 3 月改定)

目次

はじめに	1
第1 第一次練馬区放課後子どもプランの取組状況().....	2 ~ 4
第2 第二次練馬区放課後子どもプラン(改正版)	
基本方針	5
計画期間	5
計画内容	5
年次計画	6
実施体制	7
検討経過	8
資料	
練馬区放課後子どもプラン検討委員会設置要綱	9
練馬区放課後子どもプラン運営委員会設置要綱	11

本書では、平成20年3月に策定した『練馬区における「放課後子どもプラン」』を「第一次練馬区放課後子どもプラン」と呼びます。

はじめに

少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化、地域的つながりの希薄化、安全安心に対する関心の高まりなど、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

練馬区では昭和40年から、共働き家庭など保育に欠ける児童に対して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る学童クラブ事業を実施しています。また、練馬区教育委員会では平成16年度から、地域の方々の見守り、ふれあいの中で子ども達が安全・安心に過ごすことができるように、PTA、青少年委員、町会・自治会などの協力を得て小学校に学校応援団を設置し、児童放課後等居場所づくり事業（以下、「ひろば事業」という。）を開始しました。

この両事業の長所を活かし、さらに、放課後等における子どもの安全で安心な居場所づくりを進めるため、平成20年3月、「第一次練馬区放課後子どもプラン」（平成19～21年度）を策定しました。

このプランに基づき、平成19・20年度の2か年にわたり、学童クラブ事業とひろば事業の連携のモデル実施を行い、平成21年度からの本格実施に向けて、基本的な取組内容等を定めた『「放課後子どもプラン」連携実施マニュアル』を平成21年9月に策定しました（平成24年3月改定）。現在、このマニュアルに基づき、連携を本格的に実施し、順次拡大を進めました。

また、第一次プランの計画期間の終了に伴い、平成22年3月に「第二次練馬区放課後子どもプラン」（平成22～24年度）を策定し、現在計画内容に沿った取り組みを行っています。その結果、学校応援団の全校設置、ひろば事業の全校実施、実施日の拡大、学童クラブ事業との連携校の増加、学童クラブの校内移設等の成果をあげています。現在取り組んでいる第二次プランは、平成24年度をもって計画期間が終了します。しかしながら、ひろば事業実施日の拡大や新たな放課後児童対策の検討等、放課後等における子どもたちの居場所の確保と健全育成のためには、今後さらに取り組みの充実を図る必要があります。また、子ども・子育て支援法に基づき平成26年度までに策定予定の子ども・子育て支援事業計画においては、放課後児童健全育成事業の中で、小学校6年生までのニーズを把握して事業化することなどが求められています。

そこで、第二次練馬区放課後子どもプランの計画期間については、子ども・子育て支援事業計画の開始年度が平成27年度であることや、上位計画である練馬区長期計画の最終年度との整合を図るため、2年間延長して、平成26年度までの計画とすることとしました。プランの延長に際しては、これまでのプランの成果や課題を踏まえ、庁内関係者で組織する練馬区放課後子どもプラン検討委員会で検討を重ねるとともに、学童クラブ保護者や学校応援団などで構成する練馬区放課後子どもプラン運営委員会において、様々なご意見等をいただきてきました。放課後等における子どもたちの生活が安全で楽しく豊かなものになるよう、今後、この「第二次練馬区放課後子どもプラン（改定版）」を着実にかつ強力に推進していきます。

第 1 第一次練馬区放課後子どもプランの取組状況

第一次練馬区放課後子どもプランに基づき、各小学校において、学校応援団の設置、ひろば事業の実施、校外学童クラブの校内への移設等とともに、学童クラブ事業とひろば事業の連携に取り組んできました。

今までの取り組みの状況は次のとおりです。

1 学校応援団の設置、ひろば事業の実施

平成 19 年度から 21 年度の 3 年間に於いて、学校応援団は、小学校 46 校の設置計画に対し、計画どおり 46 校に設置し、累計 56 校となる見込みです。(3 ページ「年度別取組状況」の「1 学校応援団の設置」参照)

また、ひろば事業は、41 校で開始 (3 ページ「年度別取組状況」の「2 ひろば事業の実施」参照) し、累計 48 校となりました。ひろば事業の実施日数については、週 5 日実施が 22 校、4 日が 6 校、3 日以下が 20 校という状況です。

2 学童クラブ事業とひろば事業の連携

平成 19・20 年度に小学校 16 校に於いて連携のモデル実施を行い、その結果の検証を踏まえ、『「放課後子どもプラン」連携実施マニュアル』を平成 21 年 9 月に策定し、本格的な連携に取り組まれました。(4 ページ「年度別取組状況」の「3 学童クラブ事業とひろば事業との連携実施」参照)

連携を行なう中で、次のような成果と課題が明らかになりました。

(成果)

校庭を中心に図書室や体育館で子どもたちが一緒に遊んだり、学童クラブ・学校応援団それぞれが主催するイベントや共催の企画に自由に参加することができ、子どもたちの遊びの幅や活動場所が広がった。

学童クラブ指導員 (以下、「指導員」という。) と学校応援団スタッフ (以下、「スタッフ」という。) がそれぞれの事業の活動の様子を知り、話し合うことで、学童クラブ・ひろば児童の所属に関わらず、地域の子どもとして学童クラブと学校応援団が協力して対応しようという連帯感が深まった。

指導員とスタッフが児童の情報を共有することで、児童に対してより適切な対応が行えるようになった。

両事業の連携により、児童や指導員・スタッフの交流の輪が広がった。また、連絡会議を開催することで、活動場所やルール、事故の対応などについて、学校・学童クラブ・学校応援団の間で意見交換や情報交換を行なうことができた。

(課題)

両事業の連携を進めるため、ひろば事業実施日数の拡充が必要である。

学校応援団が安定したひろば事業を継続できるように、事業の担い手であるスタッフや活動場所の確保が必要である。

校外学童クラブでは、学校との距離や複数校の児童が利用しているなどの理由により、連携を進めるのが難しい場合がある。

活動場所やルール、事故の対応などについて、連絡会議を活用して学校・学童クラブ・学校応援団の間で一層の共通理解と協力関係を築く必要がある。また、両事業の連携を行なうために、区によるきめ細かい支援が求められている。

3 学童クラブの移設等整備

計画期間内に、8校において小学校敷地内に学童クラブの整備を行いました。また、このうち7校については、ひろば室を併せて整備しました。(4ページ「年度別取組状況」の「4学童クラブの移設等整備」参照)

【年度別 取組状況】

1 学校応援団の設置

	年度別状況			
	19年度	20年度	21年度	合計
学校応援団 設置計画校数	6校 (累計16校)	20校 (累計36校)	20校 (累計56校)	46校 (累計56校)
学校応援団 設置校数	13校 (累計23校)	18校 (累計41校)	15校 (累計56校)	46校 (累計56校)

21年度の設置校数および合計数は平成21年度末実績見込み数です。

2 ひろば事業の実施

	年度別状況			
	19年度	20年度	21年度	合計
ひろば事業実施校数	9校 (累計16校)	17校 (累計33校)	15校 (累計48校)	41校 (累計48校)
一校年間当たりの ひろば実施日数	95日	100日	82日()	
一校一日当たりの ひろば参加人数	49人	46人	42人()	

21年度の実績数は平成22年1月31日現在の数字です。

1週間当たりのひろば実施状況：週5日22校、週4日6校、週3日以下20校

3 学童クラブ事業とひろば事業との連携実施

	モデル実施		本格実施	合計
	19年度	20年度	21年度	
連携実施校数	1校 (累計1校)	15校 (累計16校)	9校 (累計25校)	25校 (累計25校)

4 学童クラブの移設等整備

	年度別状況			
	19年度	20年度	21年度	合計
学童クラブ移設等 整備数		工事3校 1	工事5校 2	工事8校
学童クラブ校内 設置校数	(累計39校)	(累計39校)	3校 1 (累計42校)	3校 (累計42校)

- 1 (1) 平成20年度工事校
 - 中村西小(学童クラブ室単独)
 - 大泉北小(ひろば室併設) 春日小(ひろば室併設)
 - 平成21年度学童クラブ校内新規設置
- 2 (2) 平成21年度工事校
 - 石神井台小(ひろば室併設) 富士見台小(ひろば室併設)
 - 学童クラブ校内既設校
 - 高松小(ひろば室併設) 関町小(ひろば室併設) 田柄第二小(ひろば室併設)
 - 平成22年度学童クラブ校内新規設置

第2 第二次練馬区放課後子どもプラン（改定版）

基本方針

放課後等において、子どもたちが安全・安心に楽しく過ごし、本来持っている主体性や自発性、創造性を伸ばすことができるように、「第一次練馬区放課後子どもプラン」の成果と課題を踏まえ、放課後等の居場所をさらに充実し、あわせて学童クラブ待機児の減少を図ります。

計画期間

第二次練馬区放課後子どもプラン（改定版）の計画期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

計画内容

- 1 学校応援団を全小学校に設置し、ひろば事業を実施します。さらに、ひろば事業の充実を図ります。
 - (1) 学校応援団を平成22年度までに全小学校に設置し、ひろば事業を23年度までに全小学校で実施します。＜実施済み＞
 - (2) 子どもたちが、毎日放課後にひろば室等で過ごせるよう、ひろば事業の実施日数を拡充していきます。
 - (3) ひろば事業スタッフが安心して子どもと係わることができるよう、ひろば事業スタッフを対象に、子ども達が一層楽しく、安全・安心に過ごせるための運営上の課題に関する研修や情報交換の場を充実していきます。
- 2 学童クラブ事業・児童館事業とひろば事業との連携を進めるとともに、内容の充実を図ります。
 - (1) 居場所や遊びのプログラムの共有などについて連携内容を充実するとともに、学童クラブ指導員・児童館職員とひろば事業スタッフの一層の連携を図ります。
 - (2) 連携に当たって生じた様々な課題について、学校応援団・学童クラブ指導員・児童館職員等と協議しながら、より実態に即した対応方法を検討し、「放課後子どもプラン連携実施マニュアル」に反映します。
- 3 小学校外にある学童クラブは、ひろば事業との連携を図るため、順次、小学校内に移設等整備します。また、整備に当たり必要に応じてひろば室を併設します。
 - (1) 学童クラブ室は、長期計画(平成22～26年度)に基づき、小学校内の既存施設の活用・整備を基本としながら、校内移設を進めます。
 - (2) ひろば室は、小学校内の既存施設の活用・整備を基本としながら、各

学校施設の状況等に応じて学童クラブ室との併設により整備します。

4 放課後等の居場所に関する新たな方策の具体化に向けて、モデル事業を実施します。

学童クラブ待機児童対策を含めた新たな学童クラブ需要への対応や、ひろば事業が今後果たしていく役割等、今後の両事業のあり方を検討するために、学校応援団のひろば室を活用したモデル事業を実施いたします。また、練馬区長期計画、練馬区教育振興基本計画および平成 26 年度までに策定予定の子ども・子育て支援事業計画との整合性を図りながら、新たな放課後等児童対策の検討を進めます。

平成 24 年度までの実績数および平成 25 年度以降の年次計画

1 学校応援団の設置（平成 22 年度で全校設置）

	実 績			年度別計画		合計
	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	
学校応援団 設置校数	9 校 (累計 65 校)					9 校 (累計 65 校)

2 ひろば事業の実施校の充実（平成 23 年度で全校実施）

	実 績			年度別計画		合計
	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	
ひろば事業 実施校数	13 校 (累計 61 校)	4 校 (累計 65 校)				17 校 (累計 65 校)

3 学童クラブ事業・児童館事業とひろば事業との連携校の拡大

	実 績			年度別計画		合計
	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	
連携実施校数	25 校 (累計 50 校)	8 校 (累計 58 校)	6 校 (累計 64 校)	1 校 (累計 65 校)		40 校 (累計 65 校)

平成 24 年度からは、学童クラブ連携に加えて児童館連携実施校も含まれます。

4 学童クラブの移設等整備

	実 績			年度別計画		合計
	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	
学童クラブ移設 等整備数 ¹		工事 2 校	工事 1 校	工事 1 校 (予定)		工事 4 校
学童クラブ校内 設置校	3 校 ² (累計 45 校)	(累計 45 校)	2 校 (累計 47 校)	(累計 47 校)	1 校(予定) (累計 48 校)	6 校 (累計 48 校)

1 (1) 平成 23 年度工事校

田柄小（ひろば室併設）

学童クラブ校内既設校

大泉学園小（ひろば室併設）

平成 24 年度学童クラブ校内新規設置

(2) 平成 24 年度工事校

上石神井小（学童クラブ室単独）

平成 24 年度学童クラブ校内新規設置

(3) 平成 25 年度工事校（予定）

立野小（ひろば室併設）

平成 26 年度学童クラブ校内新規設置

2 学童クラブ設置校

高松小（ひろば室併設） 関町小（ひろば室併設） 田柄第二小（ひろば室併設）

注：平成 22 年度の石神井台小および富士見台小、平成 24 年度の田柄小については、校内学童クラブが既にあったためにカウントされていない。

5 夏休み居場所づくり事業のモデル実施

	実 績			年度別計画		合計
	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	
モデル事業 実施校数		1 校	1 校	3 校 (予定)	未定	

実施体制

1 検討委員会

全庁的な運営調整を図るため、企画部、こども家庭部のほか、学童クラブ事業・児童館事業および学校応援団事業に関係する部で構成する、練馬区放課後子どもプラン検討委員会を引続き運営し、学童クラブ事業・児童館事業と学校応援団のひろば事業の連携のあり方や具体的な取り組み等について検討を進めます。

2 運営委員会

第二次練馬区放課後子どもプラン（改定版）の効果的な事業運営と、事業計画を円滑に推進する観点から、学校関係者、学童クラブ保護者、学校応援団関係者、PTA 代表、青少年育成地区委員会代表者、行政関係者等で構成する練馬区放課後子どもプラン運営委員会を引続き設置していきます。

3 連絡会議

第二次練馬区放課後子どもプラン（改定版）を推進するため、各小学校に学校、学校応援団、児童館・学童クラブの関係者で構成する連絡会議を引続き設置していきます。

また、連絡会議開催のための調整や、日々の情報交換などを行なう窓口として、学校応援団、学童クラブ・児童館に調整役を置きます。

検討経過

平成 21 年 9 月 2 日	第 1 回運営委員会 第二次計画の策定について
平成 21 年 11 月 5 日	第 4 回検討委員会(作業部会) 第二次計画(骨子)についての検討
平成 21 年 11 月 26 日	第 5 回検討委員会(作業部会) 第二次計画素案についての検討
平成 21 年 12 月 7 日	第 3 回検討委員会 第二次計画素案の検討
平成 21 年 12 月 17 日	第 2 回運営委員会 第二次計画素案についての検討
平成 22 年 1 月 20 日	第 4 回検討委員会および第 6 回庁内検討委員会(作業部会) 第二次計画案についての検討
平成 22 年 2 月 22 日	第 3 回運営委員会 第二次計画案についての検討
(平成 24 年度)	
平成 24 年 7 月 26 日	第 1 回運営委員会 第二次プランの改定について
平成 24 年 10 月 29 日	第 1 回検討委員会(作業部会) 第二次プラン(改定版)素案の検討
平成 24 年 11 月 9 日	第 2 回運営委員会 第二次プラン(改定版)素案の検討
平成 25 年 1 月 10 日	第 2 回検討委員会(作業部会) 第二次プラン(改定版)素案の検討
平成 25 年 3 月 18 日	第 3 回運営委員会 第二次プラン(改定版)の報告

「検討委員会」の正式名称：練馬区における「放課後子どもプラン」検討委員会
練馬区放課後子どもプラン検討委員会(平成 24 年度)

「運営委員会」の正式名称：練馬区における「放課後子どもプラン」運営委員会
練馬区放課後子どもプラン運営委員会(平成 24 年度)

資料

資料- 練馬区放課後子どもプラン検討委員会設置要綱

19 練教生第 893 号

平成 19 年 6 月 22 日

練馬区放課後子どもプラン検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 練馬区放課後子どもプランの策定等を検討するため、練馬区放課後子どもプラン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、つぎの各号に掲げる事項について審議し、必要に応じて区長に報告する。

- (1) 練馬区放課後子どもプランの策定に関する事項
- (2) 練馬区放課後子どもプラン実施に向けた関係者会議に関する事項
- (3) 学校応援団事業と学童クラブ事業の連携に関する事項
- (4) 前各号の他、区長が必要と認める事項

(構成)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。

- 2 委員長は、教育委員会子ども家庭部長とする。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 前項の規定にかかわらず、委員長は、別表第 1 に掲げる者のほか、必要と認める者を委員に充てることができる。

(会議)

第 4 条 委員長は、委員会を招集し、会議を主宰する。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めて意見を聴くことができる。

(作業部会)

第 5 条 効果的な事業運営と、事業計画を円滑に推進するため、委員会の下に、作業部会を置く。

(作業部会の構成)

第 6 条 作業部会は、部会長、副部会長および部会員をもって構成する。

- 2 部会長は、教育委員会子ども家庭部子育て支援課長とする。
- 3 副部会長は、部会長が指名する。
- 4 部会員は、別表 2 に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 部会長は作業部会を招集し、主宰することとし、部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 6 部会長は、必要に応じて作業チームを置くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、教育委員会生涯こども家庭部子育て支援課で処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は委員長が、別に定める。

付 則

この要綱は、平成 19 年 6 月 22 日から施行する。

付 則 (平成 20 年 5 月 19 日 20 練教生生第 425 号)

この要綱は、平成 20 年 5 月 19 日から施行する。

付 則 (平成 22 年 10 月 8 日 22 練教生生第 2717 号)

この要綱は、平成 22 年 10 月 8 日から施行する。

付 則 (平成 24 年 5 月 18 日 24 練教子こ第 810 号)

この要綱は、平成 24 年 5 月 18 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

委 員
企画課長
地域振興課長
福祉部経営課長
施設給食課長
子育て支援課長
青少年課長

別表第 2 (第 6 条関係)

部 会 員
企画課企画担当係長
地域振興課庶務係長
地域振興課地区区民館長
厚生文化会館長
施設給食課学校施設係長
子育て支援課庶務係長
子育て支援課子ども育成係長
子育て支援課児童館長
子育て支援課児童施設係長
子育て支援課運営支援係長
子育て支援課学校応援団・開放係長
青少年課青少年係長
青少年課育成支援係長

練馬区放課後子どもプラン運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 練馬区放課後子どもプランの効果的な事業運営と、事業計画を円滑に推進する観点から、学校関係者、学童クラブ保護者、学校応援団関係者、PTA代表、青少年育成地区委員会代表者、行政関係者等で構成する練馬区放課後子どもプラン運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 運営委員会は、事業計画、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、活動プログラムの企画、事業実施後の検証・評価等を検討する。

(構成)

第3条 運営委員会は、つぎに掲げる者および団体の代表者で構成され、区長が委嘱または任命する。

- | | |
|------------------|------|
| (1) 小学校校長 | 2人以内 |
| (2) 小学校PTA連合会 | 2人以内 |
| (3) 学校応援団関係者 | 4人以内 |
| (4) 学童クラブ保護者 | 2人以内 |
| (5) 民生委員・児童委員 | 2人以内 |
| (6) 青少年育成地区委員会委員 | 2人以内 |
| (7) こども家庭部長 | |

2 運営委員会に、座長および副座長を置き、運営委員会委員の互選により定める。

3 座長は、運営委員会の会議を主宰し、運営委員会を代表する。

4 座長に事故があるときまたは座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(任期)

第4条 運営委員会委員の任期は、委嘱または任命の日から、その年度の末日までとする。

(謝礼)

第5条 前項(2)~(6)の委員に対し、謝礼を支払うこととする。

2 謝礼の額は、日額1,000円とする。

(会議)

第6条 運営委員会は、座長が招集する。

2 座長は、必要に応じて、運営委員会以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、教育委員会こども家庭部子育て支援課で処理する。

(その他)

第8条 その他、委員会の運営等に必要な事項は座長が、別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年2月12日から施行する。

付 則（平成20年6月12日練教生生第757号）

この要綱は、平成20年6月12日から施行する。

付 則（平成22年10月8日練教生生第2717号）

この要綱は、平成22年10月8日から施行する。

付 則（平成23年9月21日練教生生第2010号）

この要綱は、平成23年9月21日から施行する。

付 則（平成24年5月18日練教こ子第810号）

この要綱は、平成24年5月18日から施行する。

第二次練馬区放課後子どもプラン（改定版）

平成22年3月
（平成25年3月改定）

編集・発行 練馬区教育委員会こども家庭部子育て支援課
電話 03-3993-1111(代表)